

## 高鍋町プロポーザル方式実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する業務の契約に当たり、当該業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定して随意契約を行う方式（以下「プロポーザル方式」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「指名型プロポーザル方式」とは、プロポーザル方式のうち、町があらかじめ複数の事業者を指名し、当該指名を受けた事業者から提案を受ける方式をいう。

2 この要綱において、「公募型プロポーザル方式」とは、プロポーザル方式のうち、事業者を公募により募集し、参加資格があると町が認めた事業者から提案を受ける方式をいう。

### (対象業務)

第3条 プロポーザル方式により事業者を選定できる業務（次条において「対象業務」という。）は、次に掲げる業務のうち、価格のみの競争になじまないとされ、かつ、町長が適当と認めたものとする。

- (1) 物品の買入れ又は印刷製本業務のうち、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる業務
- (2) イベントの企画、情報システムの開発等、企画力及び技術力を求められる業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、プロポーザル方式により事業者を選定することが適当と認められる業務

### (事前協議及び承認)

第4条 前条に規定する対象業務を行う事業者をプロポーザル方式により選定しようとする地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条に規定する町長の内部組織として設置された課（財政経営課を除く。）、会計課、上下水道課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員、農業委員会事務局及び教育委員会事務局の内部組織として設置された課（以下これらを「担当課等」という。）の長は、財政経営課長と事前の協議をし、プロポーザル方式による選定をすることの承認を得なければならない。

### (参加資格)

第5条 プロポーザル方式による事業者の募集は、指名型プロポーザル方式により行うものとする。ただし、前条の規定による事前の協議において、公募型プロポーザル方式が望ましいと判断するときは、公募型プロポーザル方式により事業者の募集を行うことができる。

2 指名型プロポーザル方式による事業者の指名は、町において指名競争入札参加資格を有している者（以下「有資格者」という。）の中から行うものとし、原則として2者以上指名するものとする。

3 公募型プロポーザル方式の参加を希望する事業者は、有資格者又は第8条に規定する公募型プロポーザル方式実施の公告を行った時点において有資格者でないもののうち、指定する日時までに、町において指名競争入札参加資格審査申請に用いる次の各号に掲げる書類をもって町長に提出し、町長が適当と認めたもののいずれ

かとする。

- (1) 営業証明書
- (2) 営業経歴書
- (3) 営業所一覧表
- (4) 使用印鑑届
- (5) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書
- (6) その他担当課等が必要と認める参考書類  
(審査項目及び評価基準)

第6条 審査項目及び評価基準は、担当課等において定めるものとする。ただし、審査項目の中に見積額の評価についても含むこととし、プロポーザル方式による提案を行う事業者には提案書及び見積書を提出させることとする。

(指名型プロポーザル方式実施の通知)

第7条 町長は、指名型プロポーザル方式により事業者を指名しようとするときは、指名審査会規程（平成12年高鍋町訓令第4号）による審査において指名する事業者を決定し、次に掲げる事項を指名型プロポーザル方式参加要請書（様式第1号）及び指名型プロポーザル方式実施要領をもって当該指名する事業者に通知するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 提案書及び見積書の提出者に要求される参加資格
- (3) 審査項目及び評価基準
- (4) 指名型プロポーザル参加表明書（様式第2号）の提出期限、提出場所及び提出方法
- (5) 提案書及び見積書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (6) 業務に係る設計書、仕様書等
- (7) 指名型プロポーザル方式実施に必要なその他の事項  
(公募型プロポーザル方式実施の公告)

第8条 町長は、公募型プロポーザル方式により事業者を募集しようとするときは、次に掲げる事項を高鍋町ホームページ、掲示板への掲示その他の方法により公募型プロポーザル方式実施の公告を行い、公募するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 提案書及び見積書の提出者に要求される参加資格
- (3) 審査項目及び評価基準
- (4) 公募型プロポーザル方式実施要領の交付期間、交付場所及び交付方法
- (5) 公募型プロポーザル参加表明書（様式第3号）の提出期限、提出場所及び提出方法
- (6) 提案書及び見積書の提出者が、町長が公募型プロポーザル方式による事業者の募集の公告を行った時点において有資格者でないときは、第5条第3項に規定する書類の提出期限、提出場所及び提出方法
- (7) 参加資格確認結果通知書（様式第4号）の通知期限、提案書及び見積書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (8) 業務に係る設計書、仕様書等
- (9) 公募型プロポーザル方式実施に必要なその他の事項

(参加表明書の提出)

第9条 第7条の通知を受けた事業者は、指名型プロポーザル方式の提案書及び見積書の提出を希望するときは、指名型プロポーザル参加表明書を期限までに提出しなければならない。

2 前条の公募型プロポーザル方式実施の公告後、事業者が公募型プロポーザル方式の提案書及び見積書の提出を希望するときは、当該事業者が同条に規定する公募型プロポーザル方式実施の公告を行った時点において有資格者であるときは公募型プロポーザル参加表明書を、有資格者でないときは公募型プロポーザル参加表明書に第5条3項の書類を添付して期限までに町長に提出しなければならない。

(公募型プロポーザル参加表明者の参加資格の確認等)

第10条 町長は、前条第2号の規定により公募型プロポーザル参加表明書を提出した者(以下「公募型プロポーザル参加表明者」という。)について、参加資格を満たすものであるかを確認するものとする。

2 町長は、公募型プロポーザル参加表明者のうち、参加資格を満たすことが確認できなかったものについては、公募型プロポーザル方式の提案者としてはならない。

(参加資格確認結果の通知)

第11条 町長は、公募型プロポーザル参加表明者に対し、第8条第7号において指定する日までに、参加資格の確認の結果を参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

2 町長は、前項の通知を行うときは、参加資格が認められなかった公募型プロポーザル参加表明者に対しては、参加資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 第1項の参加資格確認結果通知書により参加資格が認められなかった旨の通知を受けた公募型プロポーザル参加表明者は、町長に対して、書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

(委員会の設置)

第12条 担当課等は、別に定めがあるものを除き、プロポーザル方式により事業者を選定する際には、事業者が提出した提案書及び見積書を審査するために、委員5名以上で構成する委員会を設置することとする。

(説明会の実施)

第13条 担当課等は、提案書及び見積書を提出した事業者(次条において「提案事業者」という。)の提案内容をより理解するため、必要に応じてプレゼンテーション等の説明会を開催できるものとする。

2 説明会に理由なく欠席した提案事業者は、失格とする。

(候補者の選定及び報告)

第14条 委員会(第12条の規定により設置する委員会をいう。以下この条において同じ。)は、提案事業者に対し必要な審査及び採点をし、当該採点の結果、最も点数が高かった者を契約の相手の候補者(以下この条において「候補者」という。)として選定するものとする。

2 委員会は、前項に規定する採点の結果、同点の提案事業者が複数あったときは、見積金額が最も低かった者を候補者として選定するものとする。

3 委員会は、前2項の規定により候補者を選定したときは、町長に当該候補者を選

定した旨を報告しなければならない。

(契約の相手の決定)

第 15 条 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に基づき、契約の相手を決定するものとする。

(契約の相手に関する事項の公表)

第 16 条 町長は、前条の規定により契約の相手を決定したときは、提案事業者（契約の相手を除く。）に対し、契約の相手の名称及び当該相手が第 14 条の採点により得た得点を公表するものとする。

2 町長は、特に認めるときは、提案事業者が第 1 項の規定による事項以外の公表を求めるときに当該事項の公表を行うことができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザル方式の実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 11 月 2 日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 様

高鍋町長 ⑩

指名型プロポーザル方式参加要請書

次の業務に係る指名型プロポーザル方式への参加を要請いたします。

つきましては、指名型プロポーザル方式実施要領に従い、指名型プロポーザル参加表明書（様式第 2 号）を提出期限までに提出してください。

業務名

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

高鍋町長 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

指名型プロポーザル参加表明書

次の業務に係る指名型プロポーザル方式に係る提案書及び見積書の提出事業者として参加いたします。

業務名

様式第 3 号（第 8 条、第 9 条関係）

年 月 日

高鍋町長 様

所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

### 公募型プロポーザル参加表明書

次の業務に係る公募型プロポーザル方式に係る提案書及び見積書の提出事業者として参加表明いたします。

- 1 業務名
- 2 指名競争入札参加資格審査申請書提出状況（いずれかに○）  
提出済（受付番号 ） 未提出

※未提出のときは、公募型プロポーザル方式実施要領 2(2)の書類一式を添付すること

様式第4号（第8条、第11条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

様

高鍋町長 ⑨

### 参加資格確認結果通知書

さきに参加の表明があった次の業務に係る公募型プロポーザル方式の参加資格について、確認したので通知します。

- 1 業務名
- 2 参加資格確認の結果  
資格を有することを認めます。（資格を有しないことを認めます。）

- 3 参加資格を有しないと認めた場合にあつては、その理由

※参加資格を有しないと認められた理由について説明を求めるときは、担当課（局）へその旨を記載した書面を提出すること。